

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市フリースクール等利用児童生徒支援補助金
補助事業等の目標	市内の不登校の児童生徒の保護者等に対して、長野県が実施する「信州型フリースクール認証制度」により認証を受けたフリースクール等（以下「フリースクール等」という。）の利用料の全部又は一部を補助することにより、保護者等の経済的負担の軽減及び不登校の児童生徒の社会的自立を図るとともに、多様な学びの場へ通うことを支援する。
補助事業等の対象者	市内に住所を有する児童生徒の保護者等であって、次に掲げる各号のいずれにも該当するもの (1) 補助金を申請しようとする日から起算して過去1年以内において、在籍している学校におおむね30日以上登校していない児童生徒の保護者等 (2) フリースクール等に原則として週1回以上通所する児童生徒の保護者等 (3) 補助対象経費に係る補助を別の団体等から受けていない保護者等 (4) 市税の滞納がない保護者等
補助対象経費	入会費、入学費、交通費、教材費及び実習費を除く保護者等が負担したフリースクール等の月ごとの利用料。ただし、補助対象経費となる月ごとの利用料は、3万円を限度とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、1月当たりの補助対象経費に、次の各号に掲げる保護者等の世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める補助率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 就学援助制度における要保護世帯 100分の100  (2) 就学援助制度における準要保護世帯 100分の75  (3) その他の世帯 100分の50</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】  複雑な背景を持つ不登校の児童生徒が継続してフリースクール等に通所することを支援するため</p>
補助事業等の評価	実施事業者からの実績報告を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和6年4月1日
補助事業等の終了時期	令和9年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。

<p>その他</p>	<p>この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。</p> <p>(2) 保護者等 フリースクール等に通所する児童生徒の父若しくは母又は当該児童生徒が通所しているフリースクール等に利用料等を納入している者をいう。</p>								
<p>提出書類</p>	<p>1 補助金の交付を受けようとする保護者等は、フリースクール等に新たに通所を開始した日（通所に至らなかった場合であって、体験入所等により利用料が発生したときを含む。）から30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由により市長が30日以内に提出することができないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 諏訪市フリースクール利用児童生徒支援補助金認定兼交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 契約内容が確認できる書類</p> <p>2 補助金の交付決定を受けた保護者等は、次の表に掲げる通所した期間に応じ、それぞれ定める提出期間までに、次の各号に定める書類を市長に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 882 1385 1032"> <thead> <tr> <th>通所した期間</th> <th>提出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日から7月31日まで</td> <td>8月1日から同月末日</td> </tr> <tr> <td>8月1日から11月30日まで</td> <td>12月1日から同月末日</td> </tr> <tr> <td>12月1日から翌年3月31日まで</td> <td>翌年4月1日から同月20日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 諏訪市フリースクール利用児童生徒支援補助金実績報告兼請求書（様式第5号-1）</p> <p>(2) 該当月の補助対象経費の金額が確認できる書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>	通所した期間	提出期間	4月1日から7月31日まで	8月1日から同月末日	8月1日から11月30日まで	12月1日から同月末日	12月1日から翌年3月31日まで	翌年4月1日から同月20日
通所した期間	提出期間								
4月1日から7月31日まで	8月1日から同月末日								
8月1日から11月30日まで	12月1日から同月末日								
12月1日から翌年3月31日まで	翌年4月1日から同月20日								
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 教育委員会 教育総務課 学務係</p>								

令和 6年 3月15日 制定（令和 6年 4月 1日 施行）